

第12回農業資材審議会農薬分科会 議事概要

1. 開催日時及び場所

日時： 平成22年1月22日（金）10：00～12：15

場所： 三番町共用会議所第3・4会議室

2. 出席委員（敬称略）

大内脩吉、小島正美、佐々木珠美、三森国敏、宮本美子、山野優子、山本廣基、青木邦夫、赤松美紀、上路雅子、高田清、竹内妙子、田畑勝洋、米谷民雄、宮崎茂、宮原邦之、矢野洋子、山崎周二、山根洋右、渡戸秀行、石井康雄、井上達、岡田齊夫、国見裕久、近藤俊夫、中村幸二、永吉営子

3. 会議の概要

（1）販売禁止農薬について

「農薬取締法第9条第2項の規定により販売を禁止する農薬の指定について」諮問され、諮問どおりの内容とすることが適当である旨答申された。

（2）農薬中に含まれるダイオキシン類の検査方法について

「農薬取締法第14条第3項に規定する農薬中に含まれるダイオキシン類の検査方法の変更について」諮問された。委員からの質問に対して事務局から適宜説明があった後、諮問どおりの内容とすることが適当である旨答申された。

【委員からの主な質問】

- 今回の変更によって、基準は緩くなったのか。
- WHOにおけるTEF（毒性等価係数）の変更が正しいかどうか、我が国として専門家の検討を経て確認したのか。
- WHOにおけるTEFの改正が2006年であるが、告示が改正されるまでにはこのくらいの時間を要するのか。
- TEFの数値が変わることで、安全性に問題のある農薬が出てくる可能性はあるのか。

（3）その他

- 農薬取締法の5年後見直しについて、事務局から概要を報告した。
- 平成22年度農薬関係予算について、事務局から概要を報告した。

【委員からの主な意見】

- 食品衛生法では、一律基準の残留基準値を超えただけで、健康に影響が出ない場合においても直ちに廃棄処分が行われるが、ヨーロッパでは直ちに廃棄とはしていない。この点について、農水省として何らかの対応をしているのか。マスコミの中でも、「残留基準値を超過すると即健康に影響が出る」という認識もあるため、「基準値」という言葉を

変更することも一案。

- 5年後見直しの中で、環境の保全についても言及があるが、漁場環境の保全のため、水質の問題にも配慮すべき。
- 食料の安定供給のためには農薬は必要不可欠であるが、近年の農薬の市場規模（農薬生産規模）は縮小している。安全確保は当然であるが、それだけでなく新しい農薬の開発促進にも考慮すべき。
- 農業従事者は高齢化しており、文字が小さく分厚い農薬ラベルを読むことが困難になっているため、効果的な方法を検討すべき。
- 消費者は「無農薬＝安全」と思っているが、「登録農薬を適正に使用すれば安全は確保できる」ことをどう理解してもらうかが課題。リスクコミュニケーション等を通じて、消費者が農薬について正しく理解できるよう取り組むべき。
- 5年後見直しの報告書は、反省点も含んだそれぞれの指摘が、的確かつ分かりやすく、「農薬登録制度に関する懇談会」からの意見聴取も功を奏しているのではと考える。最新情報と明確な論点を消費者に伝えることが重要であるため、今後のリスクコミュニケーションで活用すべき。
- リスクコミュニケーションは難しいと思うが、マスコミを含めた効果的なリスクコミュニケーションの方法を検討すべき。
- 5年後見直しの報告書の中に「今後の講ずべき課題」が書かれているが、対応できるものはすぐにとりかかってほしい。
- 生命を守るための横断的活動として、都道府県、市町村、大学、消費者を含めた、EUで見られるようなポリシーコミュニティを構築し、PDSAスパイラルによる取組の強化を図るべきではないか。